

# 障害福祉サービス等従事者の 処遇改善について



# 福祉・介護職員等処遇改善加算に係る論点

## 【論点】

福祉・介護職員処遇改善加算について、処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乘せ評価を行うことについて、どう考えるか。

## 【対応案】

- 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を手厚く評価を行うための区分を新設してはどうか。
- 具体的な要件としては、処遇改善加算では、加算取得のキャリアパス要件として、
  - ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること、  
**又は**
  - ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること、  
**のいずれかを満たすこと**を求めるとともに、『定量的要件』として、賃金改善以外の処遇改善への取組の実施を求めているが、**現行のキャリアパス要件①と②の両方の整備を求めるとしてはどうか。**
- また、新設区分の定量的要件は、**積極的に賃金改善以外の処遇改善への取組を実施していることを確認するため、近年に新たに実施した取組の記載を求めてはどうか。**

※ 現行の定量的要件は、平成20年10月から現在までの取組内容を1つ以上記述することとなっている。

## 【対応案のイメージ図】



## 障害福祉従事者の処遇改善を取り巻く状況

福祉・介護分野の平均賃金の水準は全産業の平均賃金と比較して低い傾向にあり、また、福祉・介護職員は、勤続年数が短く(半分弱)、その処遇を改善するために以下のような法律の制定や附帯決議がなされている状況にある。

### ○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 附帯決議 (法律第83号、閣法、平成26年6月25日 公布)

介護・障害福祉従事者の人材確保と処遇改善並びに労働環境の整備に当たっては、早期に検討を進め、財源を確保しつつ、幅広い職種を対象にして実施するよう努めること。

### ○介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律 (法律第97号、議法、平成26年6月27日 公布)

政府は、高齢者等並びに障害者及び障害児が安心して暮らすことができる社会を実現するためにこれらの者に対する介護又は障害福祉に関するサービスに従事する者(以下「介護・障害福祉従事者」という。)が重要な役割を担っていることに鑑み、これらのサービスを担う優れた人材の確保を図るため、平成27年4月1日までに、介護・障害福祉従事者の賃金水準その他の事情を勘案し、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方についてその財源の確保も含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### ○介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律 附帯決議 (法律第97号、議法、平成26年6月27日 公布)

- 一 介護・障害福祉従業者の処遇の改善に資するための施策については、賃金の改善はもとより、キャリアパスの確立、労働環境の改善、人材の参入及び定着の促進等、人材確保のために有効な措置を含め、幅広く検討すること。
- 二 介護・障害福祉従業者の賃金水準を検討するに当たっては、その処遇及び労働環境等について、正確な実態把握に努めること。
- 三 今後増大する介護の需要に対応するに当たっては、介護従事者の安定的な人数の確保と併せて、人材の質の確保に努めること。

# 介護職員の賃金(常勤労働者)

第4回福祉人材確保対策検討会 (H26.7.25)  
参考資料1 より

○ 平均年齢・勤続年数に違いがあり、単純な比較はできないが、介護職員の平均賃金の水準は産業計と比較して低い傾向にある。なお、介護職員の勤続年数は産業計と比較して短い傾向にある。

## 常勤労働者の男女比、平均年齢、勤続年数及び平均賃金

	男女計				男性				女性			
	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)	構成比 (%)
産業別	産業計	42.0	11.9	324.0	67.6%	42.8	13.3	359.8	32.4%	40.4	9.1	249.4
	医療・福祉	40.2	8.0	294.4	26.9%	39.9	8.3	375.5	73.1%	40.3	7.8	264.5
	社会保険・社会福祉・介護事業	40.7	7.1	238.4	27.3%	39.3	7.2	270.6	72.7%	41.2	7.1	226.3
	サービス業	44.0	8.8	273.6	70.2%	45.0	9.6	297.7	29.8%	41.6	6.9	216.8
職種別	医師	41.0	5.5	833.2	70.6%	42.4	5.8	896.8	29.4%	37.6	4.7	680.4
	看護師	38.0	7.4	328.4	8.4%	35.2	6.1	326.9	91.6%	38.3	7.5	328.6
	准看護師	46.7	10.2	278.7	10.1%	40.4	8.3	283.3	89.9%	47.4	10.4	278.2
	理学療法士・作業療法士	30.7	4.8	277.3	49.3%	31.5	4.8	286.8	50.7%	30.0	4.9	268.1
	保育士	34.7	7.6	213.2	4.1%	30.2	4.8	225.4	95.9%	34.9	7.7	212.6
	ケアマネジャー	47.5	8.3	258.9	21.8%	43.0	8.1	281.1	78.2%	48.7	8.4	252.7
	ホームヘルパー	44.7	5.6	218.2	23.3%	40.0	3.7	235.0	76.7%	46.2	6.2	213.0
	福祉施設介護員	38.7	5.5	218.9	33.5%	35.1	5.4	235.4	66.5%	40.5	5.5	210.6

注1) 常勤労働者とは、賃金構造基本統計調査の一般労働者(短時間労働者以外の労働者)をいう。

短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。

注2) サービス業とは、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体・宗教、職業紹介・労働者派遣業が含まれる。

注3) 福祉施設介護員は、児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設その他の福祉施設において、介護の仕事に従事する者をいう。

注4) きまって支給する現金給与額：労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与額。

基本給のほか、家族手当、超過労働手当を含むが、賞与は含まない。なお手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。

【出典】厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査」

# 福祉・介護職員処遇改善加算等について

## 1. 目的

- 平成21年度補正予算において、福祉・介護職員の給料を月額平均1.5万円引き上げる、福祉・介護職員処遇改善交付金が創設された。
- この交付金は平成23年度で終了するため、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、交付金と同様の仕組みで、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を創設した。

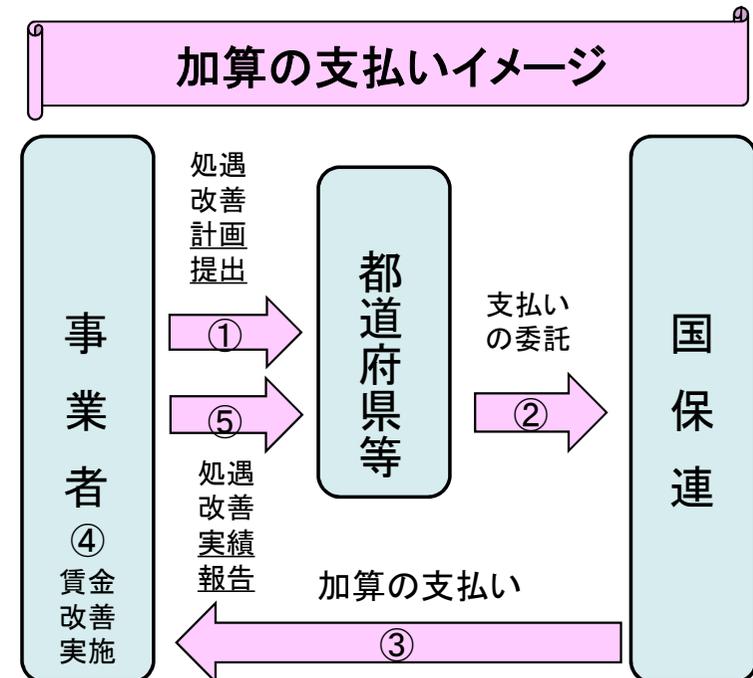
## 2. 加算の概要

- 各事業所の障害福祉サービス等報酬総額に、一定の加算率を乗じた額を事業所に交付し、福祉・介護職員の賃金改善を図る。(福祉・介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額等)

## 3. 加算の算定要件

- 賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員に周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- 事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告すること。
- 労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。また、労働保険料の納付が適切に行われていること。
- キャリアパス要件として、次の(1)又は(2)に適合すること。
  - 福祉・介護職員の任用等の要件(賃金に関するものを含む)を定め、全ての福祉・介護職員に周知していること。
  - 福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- 平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善の内容及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。(定量的要件)  
 ※ 上記の要件について、適合状況に応じて減算される。

## 加算の支払いイメージ



## 4. 加算の対象となる職種

- 福祉・介護職員処遇改善加算  
ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員
- 福祉・介護職員処遇改善特別加算  
全ての職種が対象

## 福祉・介護職員処遇改善加算等に係る加算率について

### 1. 加算算定対象サービス

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率				
	加算Ⅰ(①該当)	加算Ⅱ(②該当)	加算Ⅲ(③該当)	特別加算	
居宅介護	12.3%	加算(Ⅰ)により算定した 単位×0.9	加算(Ⅰ)により算定した 単位×0.8	4.1%	
重度訪問介護	7.8%			2.6%	
同行援護	12.3%			4.1%	
行動援護	10.3%			3.4%	
療養介護	1.4%			0.5%	
生活介護	1.7%			0.6%	
短期入所	(※1)			(※1)	
重度障害者等包括支援	1.0%			0.3%	
施設入所支援(※2)	2.8%			0.9%	
自立訓練(機能訓練)	2.3%			加算(Ⅰ)により算定した 単位×0.8	0.8%
自立訓練(生活訓練)					
宿泊型自立訓練					
就労移行支援	2.7%			0.9%	
就労継続支援A型	2.2%			0.7%	
就労継続支援B型	2.1%			0.7%	
共同生活援助	3.0%、6.9%(外部サービス利用型)			1.0%、2.3%(外部サービス利用型)	
福祉型障害児入所施設	2.5%			0.8%	
医療型障害児入所施設	1.4%			0.5%	
児童発達支援	3.1%			1.0%	
医療型児童発達支援	5.9%			2.0%	
放課後等デイサービス	3.3%			1.1%	
保育所等訪問支援	3.2%			1.1%	

(※1)短期入所(併設型・空床利用型)については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所(単独型)については、生活介護の加算率を適用する。

(※2)障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

◆キャリアパス要件等の適合状況に関する区分は以下の通り

- ①: キャリアパス要件((1)又は(2))及び定量的要件を満たす対象事業者
- ②: キャリアパス要件((1)又は(2))又は定量的要件のいずれかを満たす対象事業者
- ③: キャリアパス要件((1)又は(2))、定量的要件のいずれも満たしていない対象事業者

### 2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)	0%

## 福祉・介護職員処遇改善加算に係る定量的要件について

- 平成20年10月から現在までに実施した以下の取組（1つ以上）について、その内容及び要した費用を、雇用する全ての福祉・介護職員に周知することが必要。

処遇全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金体系等の人事制度の整備</li> <li>・非正規職員から正規職員への転換</li> <li>・短時間正規職員制度の導入</li> <li>・昇給又は昇格等の要件の明確化</li> <li>・休暇制度・労働時間等の改善</li> <li>・職員の増員による業務負担の軽減</li> <li>・その他</li> </ul>
教育・研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成環境の整備</li> <li>・資格取得・能力向上のための措置</li> <li>・能力向上が認められた職員への処遇・配置の反映</li> <li>・その他</li> </ul>
職場環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産・子育て支援の強化</li> <li>・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化</li> <li>・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成</li> <li>・介護補助器具等の購入・整備等</li> <li>・健康診断・腰痛対策・こころの健康等の健康管理面の強化</li> <li>・職員休憩室・分煙スペース等の整備</li> <li>・労働安全衛生対策の充実</li> <li>・業務省力化対策</li> <li>・その他</li> </ul>
その他	

## 福祉・介護職員処遇改善加算等に係る算定状況

○ 福祉・介護職員処遇改善加算等の算定状況をみると、「加算（Ⅰ）」の算定率が高くなっており、加算単位数が減算される「加算（Ⅱ）」や「加算（Ⅲ）」、算定要件が緩和される「特別加算」の算定率は低い。

	請求事業所数	加算（Ⅰ）		加算（Ⅱ）		加算（Ⅲ）		特別加算		合計	
		算定事業所数	算定率	算定事業所数	算定率	算定事業所数	算定率	算定事業所数	算定率	算定事業所数	算定率
居宅介護	18,034	12,247	67.9%	158	0.9%	151	0.8%	107	0.6%	12,663	70.2%
重度訪問介護	6,239	4,667	74.8%	64	1.0%	48	0.8%	27	0.4%	4,806	77.0%
同行援護	5,521	4,126	74.7%	42	0.8%	38	0.7%	28	0.5%	4,234	76.7%
行動援護	1,326	1,034	78.0%	13	1.0%	10	0.8%	14	1.1%	1,071	80.8%
療養介護	241	82	34.0%	1	0.4%	3	1.2%	7	2.9%	93	38.6%
生活介護	8,354	6,501	77.8%	90	1.1%	73	0.9%	162	1.9%	6,826	81.7%
短期入所	3,738	2,754	73.7%	40	1.1%	28	0.7%	72	1.9%	2,894	77.4%
重度障害者等包括支援	11	10	90.9%	0	0.0%	1	9.1%	0	0.0%	11	100.0%
共同生活介護	4,639	3,460	74.6%	49	1.1%	58	1.3%	90	1.9%	3,657	78.8%
施設入所支援	2,626	2,253	85.8%	90	3.4%	73	2.8%	162	6.2%	2,578	98.2%
自立訓練(機能訓練)	183	94	51.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%	95	51.9%
自立訓練(生活訓練)	1,189	807	67.9%	13	1.1%	12	1.0%	26	2.2%	858	72.2%
宿泊型自立訓練	248	130	52.4%	4	1.6%	1	0.4%	8	3.2%	143	57.7%
就労移行支援	2,775	2,007	72.3%	38	1.4%	26	0.9%	54	1.9%	2,125	76.6%
就労継続支援A型	2,054	937	45.6%	18	0.9%	11	0.5%	33	1.6%	999	48.6%
就労継続支援B型	8,465	5,932	70.1%	125	1.5%	82	1.0%	174	2.1%	6,313	74.6%
共同生活援助	3,658	2,193	60.0%	54	1.5%	45	1.2%	63	1.7%	2,355	64.4%
福祉型障害児入所施設	189	139	73.5%	3	1.6%	0	0.0%	4	2.1%	146	77.2%
医療型障害児入所施設	185	66	35.7%	0	0.0%	3	1.6%	5	2.7%	74	40.0%
児童発達支援	2,662	1,495	56.2%	22	0.8%	8	0.3%	32	1.2%	1,557	58.5%
医療型児童発達支援	102	14	13.7%	0	0.0%	1	1.0%	0	0.0%	15	14.7%
放課後等デイサービス	4,254	2,693	63.3%	42	1.0%	20	0.5%	45	1.1%	2,800	65.8%
保育所等訪問支援	245	116	47.3%	0	0.0%	2	0.8%	7	2.9%	125	51.0%
合計	76,938	53,757	69.9%	866	1.1%	694	0.9%	1,121	1.5%	56,438	73.4%

## 福祉専門職員配置等加算に係る論点

### 【論点】

良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、福祉専門職員配置等加算の要件を見直すことについて、どう考えるか。

### 【福祉専門職員配置等加算の現行要件】

- 現在、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）においては、常勤の社会福祉士等資格保有者が一定割合（25%）雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行っている。
- 障害福祉サービス全体における、常勤の生活支援員のうち有資格者（※）の占める割合は、平成23年度から平成26年度の3年間に於いて、ほぼ横ばいとなっている。

※社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士

	平成23年度	平成26年度
有資格者割合	28.1%	29.0%

【経営実態調査より】

- 今後、福祉専門職の配置をより推進するため、専門職の配置割合がより高い事業所を評価する観点から見直しを行うことについて、どう考えるか。

# 福祉専門職員配置等加算

- 良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、常勤の社会福祉士等資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行うとともに、職員の早期離職を防止して定着を促進する観点から、一定以上の勤続年数を有する常勤職員が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行っている。

		加算(Ⅰ)		加算(Ⅱ)	
		算定要件	単位数	算定要件	単位数
障害福祉サービス	療養介護	常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が25%以上雇用されている事業所	7単位/日	生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上の職員が30%以上の事業所	4単位/日
	生活介護		10単位/日		6単位/日
	自立訓練(機能訓練)	常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士の資格保有者が25%以上雇用されている事業所	10単位/日	生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上の職員が30%以上の事業所	6単位/日
	自立訓練(生活訓練)	常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が25%以上雇用されている事業所	10単位/日	生活支援員等のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上の職員が30%以上の事業所	6単位/日
	宿泊型自立訓練		7単位/日		4単位/日
	就労移行支援	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が25%以上雇用されている事業所	10単位/日	職業指導員等のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上の職員が30%以上の事業所	6単位/日
	就労継続支援A型				
	就労継続支援B型				
共同生活援助	常勤の世話人等のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が25%以上雇用されている事業所	7単位/日	世話人等のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上の職員が30%以上の事業所	4単位/日	
障害児支援サービス	福祉型障害児入所施設	常勤の児童指導員のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者25%以上雇用されている事業所	7単位/日	児童指導員又は保育士のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上の職員が30%以上の事業所	4単位/日
	医療型障害児入所施設				
	児童発達支援	常勤の児童指導員又は指導員のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上雇用されている事業所	10単位/日	児童指導員、指導員又は保育士のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上の職員が30%以上の事業所	6単位/日
	医療型児童発達支援				
	放課後等デイサービス				

※1 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護)については、特定事業所加算において、人材確保等に関する同旨の要件を定めている。

※2 表中の加算(Ⅰ)、加算(Ⅱ)のうち、いずれか一つのみを算定することができる。

## 福祉専門職員配置等加算に係る算定状況①

○ 福祉専門職員配置等加算の算定状況をみると、社会福祉士等の資格保有割合を評価した加算（Ⅰ）の算定率は27.1%、常勤職員の割合や一定以上の勤続年数を有する職員の割合を評価した加算（Ⅱ）の算定率は31.7%となっており、加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）を合わせた算定率は58.9%となっている。

	請求事業所数	加算（Ⅰ）		加算（Ⅱ）		合計	
		算定事業所数	算定率	算定事業所数	算定率	算定事業所数	算定率
療養介護	241	148	61.4%	84	34.9%	232	96.3%
生活介護	8,354	3,268	39.1%	2,914	34.9%	6,182	74.0%
共同生活介護	4,639	882	19.0%	1,075	23.2%	1,957	42.2%
自立訓練(機能訓練)	183	84	45.9%	32	17.5%	116	63.4%
自立訓練(生活訓練)	1,189	511	43.0%	422	35.5%	933	78.5%
宿泊型自立訓練	248	145	58.5%	78	31.5%	223	89.9%
就労移行支援	2,775	921	33.2%	1,157	41.7%	2,078	74.9%
就労継続支援A型	2,054	240	11.7%	749	36.5%	989	48.1%
就労継続支援B型	8,465	2,574	30.4%	3,273	38.7%	5,847	69.1%
共同生活援助	3,658	624	17.1%	837	22.9%	1,461	39.9%
福祉型障害児入所施設	189	67	35.4%	113	59.8%	180	95.2%
医療型障害児入所施設	185	109	58.9%	68	36.8%	177	95.7%
児童発達支援	2,662	408	15.3%	786	29.5%	1,194	44.9%
医療型児童発達支援	102	18	17.6%	75	73.5%	93	91.2%
放課後等デイサービス	4,254	632	14.9%	777	18.3%	1,409	33.1%
<b>合計</b>	<b>39,198</b>	<b>10,631</b>	<b>27.1%</b>	<b>12,440</b>	<b>31.7%</b>	<b>23,071</b>	<b>58.9%</b>

【出典】国保連データ(平成26年3月)

※1 算定率のサービス合計は、加算の区分ごとに、算定事業所数の合計を、国民健康保険団体連合会に平成26年3月に請求のあった事業所数の合計で除して算出。

※2 加算（Ⅰ）は主に常勤の介護福祉士等の割合を評価した加算、加算（Ⅱ）は主に常勤職員割合又は勤続年数を評価した加算。

## 福祉専門職員配置等加算に係る算定状況②

(単位数)

	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	合計
療養介護	2,383,563	916,628	3,300,191
生活介護	24,411,908	12,144,280	36,556,188
共同生活介護	2,637,978	2,263,604	4,901,582
自立訓練(機能訓練)	228,950	45,162	274,112
自立訓練(生活訓練)	953,490	409,578	1,363,068
宿泊型自立訓練	480,956	144,068	625,024
就労移行支援	1,552,040	1,200,828	2,752,868
就労継続支援A型	783,180	1,731,834	2,515,014
就労継続支援B型	9,867,530	8,215,068	18,082,598
共同生活援助	1,161,348	927,696	2,089,044
福祉型障害児入所施設	141,029	115,744	256,773
医療型障害児入所施設	203,777	104,068	307,845
児童発達支援	785,550	1,134,276	1,919,826
医療型児童発達支援	35,980	90,366	126,346
放課後等デイサービス	1,090,790	776,820	1,867,610
<b>合計</b>	<b>46,718,069</b>	<b>30,220,020</b>	<b>76,938,089</b>

【出典】国保連データ(平成26年3月)

※ 加算(Ⅰ)は主に常勤の社会福祉士等の割合を評価した加算、加算(Ⅱ)は主に常勤職員割合又は勤続年数を評価した加算。

# 社会福祉士の活用及び障害福祉分野の人材確保の方向性について

(平成26年10月22日 福祉人材確保対策検討会取りまとめ (抜粋))

～中略～

(基本的な考え方)

- 障害福祉分野の人材確保については、介護分野同様に「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」のための対策を講じるほか、多様な障害特性に対応できる専門性を持つ人材の育成等、さらには、障害者自らの社会参加の選択肢として福祉・介護分野への参入促進を図ることも必要。

## 1. 専門性の向上

多様な障害特性に応じた支援や、重度化への対応が可能となるよう、現場での実践力を高めるための研修体系の構築を進める。また、精神障害分野における精神保健福祉士の活用促進を図る。

## 2. 障害福祉分野の理解促進と多様な人材の参入促進(略)

## 3. 障害者の福祉・介護分野への参画促進(略)

## 前回(第7回報酬改定検討チーム)の議論で提示した処遇改善等に係る論点

- 障害福祉サービスにおける利用の伸びが見込まれる中、障害福祉分野においても介護分野と同様、財源確保を前提に、今後更に人材確保・処遇改善の取組を進めていく必要があるのではないか。その際、障害種別ごとの特性や重度化・高齢化に対応したきめ細かな支援が可能となるよう、障害特性に応じた専門性を持った人材の確保が必要ではないか。
- 福祉・介護職員の賃金水準は産業計と比較して低いと評価されるが、他産業と比較した賃金水準の高低の議論よりも、更なる資質向上や雇用管理の改善などの取組を通じて社会的・経済的評価が高まっていくという好循環を生み出していくほうが安定的な処遇改善につながっていくと考えるがどうか。
- 平成24年度改定において福祉・介護職員処遇改善加算を創設し、安定的かつ継続的な処遇改善のための取組を進めているが、現在の福祉・介護職員処遇改善加算は、事業者、に、職位・職責・職務内容等に応じた任用要件や賃金体系の整備、資質向上のための計画策定や研修の実施等を求めているものの、必ずしも加算取得の必須の要件となっておらず、この点改善の余地があると考えるがどうか。  
また、福祉・介護職員の処遇を含む労働条件は、本来、労使間において自律的に決定されるべきものであること等に鑑み、今後の加算の在り方についてどう考えるか。仮に、各サービスの基本サービス費において評価を行うとした場合、処遇改善の取組が後退しないようにするためには、どのような方策が考えられるか。
- 平成21年度改定で導入された「福祉専門職員配置等加算」において、①常勤の社会福祉士等資格保有者の割合、②常勤職員で3年以上の勤続年数を有する者の割合等を指標に評価を行っているが、事業所による職員の早期離職防止・定着促進について一層の取組が求められる中、障害福祉サービス等報酬における対応として、どのようなことが考えられるのか。